

環境下水道部

1. 公害対策 3-10

(1) 公害関係苦情事務

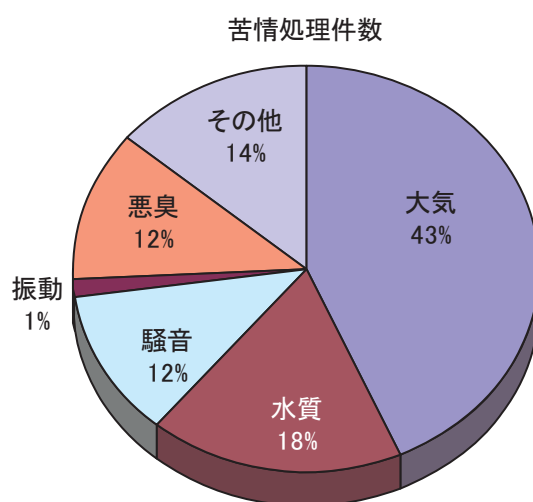
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、周辺住民同士のトラブルによるものが増加している。

＜平成18年度公害苦情処理状況＞

① 苦情処理件数

区分		18 年 度	
		件	%
典型公害	大 気	107	43
	水 質	44	18
	土 壌	0	0
	騒 音	29	12
	振 動	3	1
	悪 臭	30	12
	地 盤	0	0
そ の 他*1		34	14
合 計		247	100



*1 「その他」とは、光害・害虫など

② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的・心理的	そ の 他	合 計
件 数	7	4	2	192	42	247

③ 発生源の用途地域別件数

	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	そ の 他	合 計
苦 情 件 数	114	13	17	18	2	0	82	1	247

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、以下の項目について測定を行っている。

① 水質測定

○河川水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川50地点で調査を実施

	調査回数	地 点 数		調査回数	地 点 数
旧 市 内	年 4 回	30地点	富 士 町	年 2 回	6 地点
諸 富 町	年 4 回	5 地点	三 瀬 村	年 2 回	5 地点
大 和 町	年 4 回	4 地点	合 計		50地点

○底生生物調査（6カ所 年1回）

水質を数値で明らかにする科学的調査とともに、川底の泥や底にすむ生物から水質を調査する底生生物調査を実施

○河川農薬調査（5カ所 年1回）

水田等の除草剤として用いられているチオベンカルブによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

○地下水汚染調査（10カ所 年1回）

発ガン性物質であるテトラクロロエチレンによる地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

○自動車騒音・振動調査（5カ所 年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動及び交通量調査の実施

○一般環境騒音調査（4カ所 年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

○苦情による騒音・振動測定調査（随時）

騒音・振動苦情の際、必要があれば実施

③ 二酸化窒素（NO₂）測定（5カ所 年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

④ 地盤・地下水位測定（1カ所 通年継続）

地盤沈下監視のため佐賀市民会館に観測井を設置し、測定を実施

(3) 各種届出

騒音規制法、振動規制法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出を受け付けている。

＜平成18年度届出件数＞

	騒音	振動
特定施設設置届	10件	9件
特定施設数変更届	2件	0件
特定施設のその他の届	6件	5件
特定建設作業届	48件	32件
公害防止管理者等の届出	0件	0件

2. 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）駆除業務 3-10

効果的な蚊の駆除方法を確立するため、昭和58年から3カ年計画で佐賀医科大学（現佐賀大学医学部）に「蚊に関する基礎研究」を委託した。

研究結果として、「環境浄化、水の管理等による環境改善が重要である。だが、当面は幼虫期（ボーフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との結果であった。

結果に基づき昭和61年度から、旧佐賀市内全域の河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤を散布する。駆除期間は4月～10月までで、10月は越冬蚊の駆除を行う。

市町村合併により、平成18年度は、旧諸富町・旧大和町の一部について調査を行った。

平成18年度 蚊駆除対策事業集計表

	河川の状況				薬剤使用		調査回数	散布回数
		箇所	延長(m)	面積(m ²)	昆虫成長抑制剤(kg)	脱皮阻害剤(kg)		
総計	実施	2,333	243,657	482,805	257	83	19,501	1,941
(内訳)								
通常	実施	1,100	126,903	276,631	0	71	13,925	1,239
特別	実施	117	17,987	66,680	204	0	1,508	345
調査のみ	実施	1,116	98,767	139,494	—	—	3,348	—
越冬蚊	実施	(217)	—	—	53	12	720	357

※ ① 「通常」とは、4月から9月までの期間、旧佐賀市内全域を対象とし、調査・散布を行う駆除。

② 「特別」とは、前年度特に多発した河川（箇所）並びに大きな河川を対象とし、調査・散布を行う駆除。

③ 「調査のみ」とは、旧諸富町・旧大和町の一部について調査のみを行った。

④ 「越冬蚊」とは、10月、「通常・特別」で特に多量発生した箇所を対象とし、調査・散布を行う駆除。河川の状況欄は通常・特別の一部。

⑤ 調査回数・散布回数は、駆除開始から終了までの延べ回数を示す。

◎脱皮阻害剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤

0.5～1.0PPMの濃度で蚊の発生箇所へ動力噴霧器にて直接河川に散布する。汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくいが高価が高い。

◎成長抑制剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤

0.05～0.1 PPMの濃度で蚊の発生箇所へ手で直接河川に散布する。汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくい。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 3-10

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（平成18年度）

新 規 登 録 数	狂犬病予防注射済数
805頭	7,304頭

※ 犬の登録数 9,830頭
（平成19年3月31日現在）

（注）狂犬病予防法により犬の登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票交付手数料	犬鑑札再交付手数料	狂犬病予防注射済票再交付手数料	※狂犬病予防注射料（動物病院にて）
3,000円	550円	1,600円	340円	2,500円

③ 犬に関する苦情件数等（平成18年度）

苦 情 件 数							犬 の 引き取り
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘徊	そ の 他	合 計	85頭
58件	23件	10件	20件	25件	27件	163件	

(3) その他の業務

・空き地・空き家適正管理推進事業

空き地・空き家が近隣の住民に対して何等かの危険或いは衛生的な害を与える可能性があるものについては、その所有者や管理者に対して、除草・清掃や老朽家屋の改善対策などを実施するよう、指導を行っている。さらに、所有者や管理者自身による空き家の適正管理が早急に進展するように、除草や消毒の依頼先としてシルバー人材センターを紹介したり、法律相談等の紹介や求められる情報提供を行っている。

空き地・空き家に関する苦情は毎年多数寄せられるが、その大半は改善される。しかし、所有者が居所不明であったり、相続関係が複雑或いは相続でもめているなどで長期間解決されず放置されているケースもある。これらの場合でも関係機関の協力を得て、可能な限り改善のための指導を行っている。

平成18年度 空き地・空き家の苦情件数

空き地	27件
空き家	39件
合 計	66件

3. 環境マネジメントシステムの普及 3-11

(1) 取り組みの理由

「ISO14001」や「エコアクション21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段です。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指します。市役所自身も、平成14年3月1日にISO14001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んでいます。

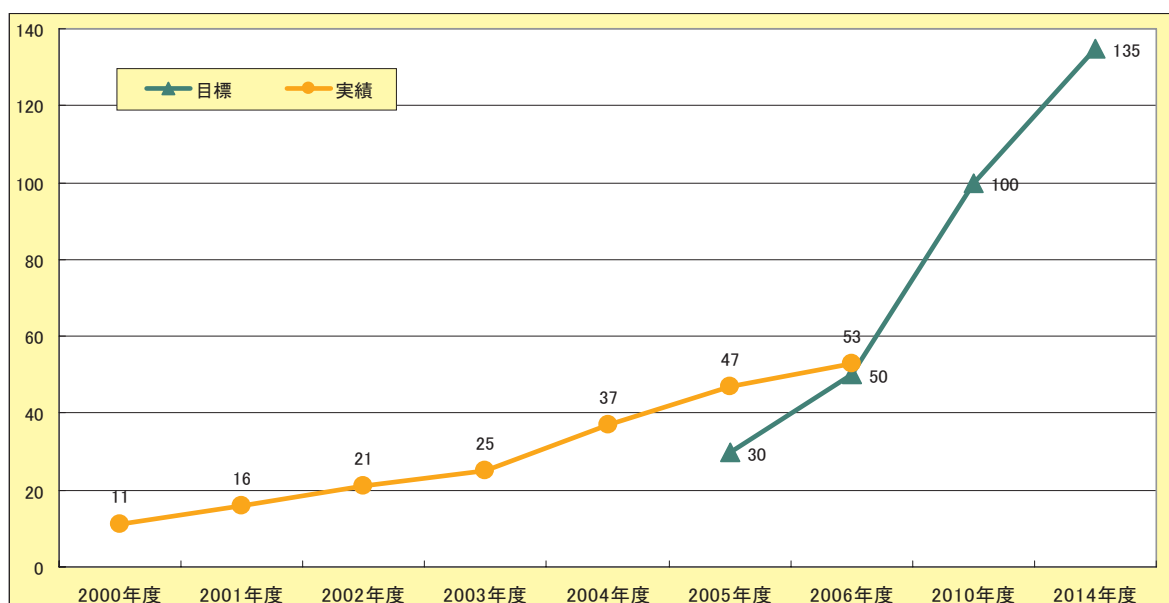
(2) ISO14001の仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格です。市役所では、この規格に基づき、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で省エネルギー、省資源などのプランを立て、これを達成するために環境組織を作って実行します。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行います。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所は、2006年度末時点で市内に53事業所あります。このISO14001認証取得事業所及びエコアクション21認証・登録事業者を増やすため、市内事業所に対し環境企業セミナー等を開催し、普及啓発活動を行います。

また、既にISO14001やエコアクション21を認証取得している事業所に対しては、システムの運用に関する課題や改善の方法に資する情報交換会等を開催することで、より一層環境に配慮した事業所を目指してもらうとともに、今後認証取得に向けて取り組む事業所へ情報提供等の支援を求めます。



※エコアクション21とは、ISO14001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水への取り組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取り組み（平成18年度の結果・抜粋）

市役所では、ISO14001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力しています。

平成18年度の取り組み実績（前年度との比較）については以下のとおりです。

〔対象施設：市役所本庁舎、図書館、青少年センター、環境センター、下水浄化センター、交通局、水道局などの施設〕

二酸化炭素排出量の内訳			実 績		二酸化炭素排出量(CO2-kg)		二酸化炭素排出量の増減(CO2-t)
○二酸化炭素		排出係数	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	
燃料の使用	ガソリン(ℓ)	2.32	89,932	104,632	208,641	242,746	34.1
	灯油(ℓ)	2.49	216,410	191,584	538,860	477,044	△ 61.8
	軽油(ℓ)	2.62	1,829,045	1,847,953	4,792,098	4,841,637	49.5
	A重油(ℓ)	2.71	11,045	7,706	29,932	20,884	△ 9.0
	LPガス(kg)	3.00	60,764	64,294	182,292	192,882	10.6
	都市ガス(m3)	2.08	591,729	334,534	1,230,795	695,830	△ 535.0
電気の使用・本庁舎(kWh)		昼間・夜間ごとに設定	1,950,768	1,988,688	574,984	587,900	12.9
電気の使用・本庁舎を除く(kWh)		0.555	17,667,681	18,413,803	9,805,563	10,219,661	414.1
○メタン							
自動車走行に伴う排出(km)		車種ごとの係数	4,419,867	4,463,570	1,487	1,525	0.0
○一酸化二窒素							
自動車走行に伴う排出(km)		車種ごとの係数	4419867	4,388,858	33,834	33,500	△ 0.3
○ハイドロフルオロカーボン							
エアコン有の自動車(台)		0.015	200	233	3,900	4,544	0.6
					17,402,385	17,318,151	△ 84.2
二酸化炭素排出量の削減率							0.5%

4. 自然環境保全活動の推進 3-10

(1) 自然環境懇話会（H11年度設置）

佐賀市基本計画の推進において、自然環境に関する専門的な意見を反映させるため、動植物の専門家からなる佐賀市自然環境懇話会を設置しています。佐賀市自然環境懇話会委員は、次の事項についての検討と助言を行っています。

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 自然環境の調査に関すること。
- (3) 自然環境に関する教育並びに啓発に関すること。
- (4) その他自然環境に関して必要と認められるもの。

(2) 公共工事調整

公共工事予定箇所における自然環境保全のため、佐賀市自然環境懇話会委員と環境課、工事担当課との会議を年に2回開催しています。動植物の生息環境にできる限り影響を与えない工法を選択するよう、調整を進めています。

公共工事調整の主な流れ

- ①公共工事予定についての情報提供（各事業課）
- ②調整が必要な事業の抽出（各事業課・環境課）
- ③自然環境懇話会での意見聴取（環境課・各事業課）

必要であれば自然環境懇話会委員により、工事予定箇所での自然環境調査を行う。

- ④環境課所見の検討、連絡（環境課）

自然環境懇話会委員の意見及び調査結果を参考に環境課所見を検討し、結果を各事業担当課へ連絡。

- ⑤実施内容の検討、実施（各事業課）

環境課所見を元に、対応可否や対応内容について各事業課にて検討、実施する。

- ⑥環境対策内容を自然環境懇話会へ報告（各事業課・環境課）

(3) 生態系ネットワークの形成（白石原湿原）

佐賀市北部の久保泉町下和泉にある白石原湿原は、もとは農業用水として活用されていましたが、圃場整備事業による農業用水路の整備に伴い、水源としての価値は失われ、適切な維持管理がなされないまま放置されていました。そのためヨシ、マモコ、ハスが密生し陸化が進行し、まばらなヨシ等の群落に産卵する習性を持つベッコウトンボ（絶滅危惧種）の個体数が激減したと考えられました。

そこでベッコウトンボの安定的な生息環境を整備し、ベッコウトンボをはじめとする多くの生き

ものの生息地を保全するとともに、広範囲にわたる生態系ネットワークの構築を促し、生態系の保全及びその構成種の多様性の確保を図ることを目的に、平成13年度に環境省・佐賀県の助成を受け、土砂浚渫、周辺林の整備、観察施設整備等を実施し生息環境の復元を行いました。

整備後環境が安定するのを待ち平成15年10月からは再陸化が進行しない程度にため池内外の除草等の維持管理を実施しています。平成17年度からは地元任意団体による維持管理も開始され、地域住民も愛着を持ちながら生物の生息環境の維持に参加しています。

名 称：白石原湿原

所在地：佐賀市久保泉町下和泉

面 積：約19,000㎡

5. 温暖化防止対策の推進 3-11

(1) 地球温暖化防止実行計画の策定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。平成9年12月に採択された京都議定書を受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することが規定されています。

本市では、ISO14001に基づく「佐賀市環境マネジメントシステム」を構築し、環境負荷の低減に関する取り組みを積極的に行っており、これらの取り組みを踏まえ、法に基づく実行計画を策定します。

(2) 省エネルギーの推進

佐賀市において、エネルギー資源の枯渇や地球温暖化など地球規模の課題への対策に対して佐賀市のエネルギー行政及び地球温暖化対策の計画として「佐賀市地域省エネルギービジョン」を平成15年度に策定し、「街ごと省エネ」を基本理念に、省エネルギーの普及を図っています。

○目 標

佐賀市地域からのエネルギー起源二酸化炭素排出量を2010年度に2002年度比6%削減



(3) 新エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「新エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっています。このため「佐賀市地域新エネルギービジョン」を平成17年度に策定し、新エネルギーの普及を図っています。

佐賀市が導入している新エネルギー

1) 廃棄物発電（平成15年3月導入）

佐賀市環境センターでは、ごみを燃やした熱を利用して廃棄物発電を行っており、発電した分だけCO2排出量を削減しています。発電した電気は、環境センターや健康運動センターで消費

し、余った電気は電力会社に売電しています。



環境センター



蒸気タービン発電機

2) 廃棄物熱利用（平成15年3月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されています。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分CO₂排出量を削減しています。



健康運動センター



温水プール

3) BDF製造装置（平成16年3月導入）

家庭から出る使用済みてんぷら油から、BDF（バイオディーゼルフューエル）という燃料を製造し、市のごみ収集車の自動車燃料として使用しています。



BDFスタンド



製造機